

労務費等を明示した「工事費等内訳書」の提出について

建設工事における適正な労務費等の確保のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)」が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、労務費を始めとする以下 5 項目の経費を記載することが義務付けられました。

■材料費 ■労務費 ■法定福利費の事業主負担額
■建設業退職金共済契約に係る掛金 ■安全衛生経費

そのため、本企業団においても、労務費等を明示した工事費等内訳書の提出を求めるとともに、その内容について確認することとしましたので、お知らせします。

1 対象案件

愛知中部水道企業団工事請負契約約款により契約を締結するすべての工事を対象とします。

2 記載内容

工事費等内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示してください。

3 算出方法及び関連ファイル等

労務費等の算出にあたっては下記関連リンクを参考にしてください。

- [法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出及び公表・確認について - 愛知県](#)
- [労務費等を明示した工事費内訳書の提出について - 愛知県](#)
- [労務費に関する基準ポータルサイト-国土交通省](#)

4 法定福利費額の確認

法定福利費額が著しく低い場合、受注者に対し、以下の点で確認することがあります。

- (1) 計算や記載の誤りではないか。
- (2) 愛知県のマニュアルに準拠する等、適切な方法により算出したものであるか。
- (3) 下請業者分の法定福利費が含まれているか。

5 実施時期

令和8年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日以降の工事費等内訳書の記入について

様式第 11 号(第 15 条関係)

工 事 費 等 内 訳 書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 案件名 _____
- 2 工事又は納入場所 _____

工 事 (委 託) 価 格	金 円也 (消費税及び地方消費税を含まない。)
---------------	-------------------------

(内訳)

費 目	数量	単位	金額(円)	備 考

下記の経費について不備があった場合でも、当面の間は入札の無効とはしませんが、記載内容の確認を行うことがあります。なお、下記 5 項目以外で不備等があった場合は、従前どおり入札の無効となります。

(直接工事費のうち、材料費	円)
(直接工事費のうち、労務費	円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金	円)
(工事原価のうち、安全衛生経費	円)

- (注) 1 工事(委託)価格は、入札金額と一致させてください。
 2 費目の欄には、建設工事にあつては、直接工事費の内訳及び間接経費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)の内訳を明らかにしてください。
 3 この様式により難しい場合は、適宜この様式に準じて作成してください。